

## 今月のコンテンツ

- 労務管理ニュース「労務管理ホットニュース」
- 「試用期間」について
- 現代型うつは本当に病気か
- 高額療養費自己負担額が変更に
- KBC からのご案内
- ビジストスタッフの非日常…大西・尾崎

## 妊娠中の取り扱いにもご注意!

大きな話題になった訴訟の判決がありました。ニュースでも大きく取り上げられているので、既にご存知ですよね?!

広島市の病院に勤務していた理学療法士の女性が、妊娠後に降格されたのは男女雇用機会均等法に反するとして病院側に賠償などを求めて提訴した事案です。

判決によると、この女性は副主任を勤めていた間に第二子を妊娠、産休に入る前に**軽易な業務への転換を求めたところ副主任を外され**管理職ではなくなりました。

最高裁は、降格適当と判断していた二審判決について審理が不十分として破棄し、高裁に差し戻しました。最高裁は判決理由で、妊娠や出産、産休などを理由にした不利益処分を禁じた機会均等法の規定を示した上で、軽い業務への転換を機に降格させる場合は、影響や程度について事業主が説明し労働者が同意すること、または円滑な業務や適正な人員配置の必要性など特殊な事情があるかのいずれかの理由がなければ違法であるとする**初めての判断**を示しました。

本人が軽易な業務を希望したのだから役職を外れて当然だろうというのが会社の一般常識だと思うのですが、法律の枠組みから見るとそちらが非常識になってしまうのですね。

この事件に関するネットの反応は様々…これを機に、余計に適齢期の女性は管理職に就かせないという流れになることを危惧する意見もありましたが、さもありません。

偶然にも、世の中ではマタニティマークの表示が論争になっているのをご存知でしょうか?マタニティマークをつけている女性に電車等公共交通機関で席を譲るか、という話です。当然だろうという気もしますが、わざわざマークをつけて満員電車に乗ってくるな、という意見もあるそうです。なんだか悲しい気持ちになりますね。共に笑顔で暮らせる社会の実現は、一人一人がこういった問題に向き合うことから、なのかもしれません。

## 本人確認が必須に!

平成28年1月からマイナンバー制度が導入されること、ご存知ですか?…マイナンバーって聞いたことはあるけど、で、どうなるの?って感じですよね。(こちらについては今月森本が情報収集する予定ですので、顧問先の皆様には追って情報提供いたしますね)

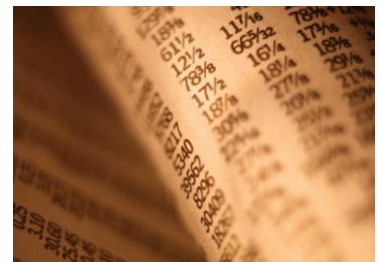
実はそれに伴って、社会保険の資格取得をする際に本人確認をするというひと手間がプラスされることになりました。具体的には自分の基礎年金番号が分からない人についてなのですが、運転免許証や在留カード等によって本人確認をしなければなりません。

また、住民票の住所がどこになっているか確認することも必要になります。さらに外国籍の方については、氏名のアルファベット表記も届出しなければなりません。

日本では、住所地と住民票の居住地がイコールでない人もいますし、外国の方の名前の中には、無理やりカタカナ表記にしているもののそれが正しいの?という

ケースもあります。今後情報を一元管理していく上で、一人一人の正しい情報を把握し、かつてのように年金記録が宙に浮いている!ということのないようにしないとい

けないのです。このような取組みによって国民の情報管理が便利になり、年金への信頼が厚くなるのであれば良いのですが…。



## 【傾聴カフェにお越しください!】

ビジストでは、職場のコミュニケーションを円滑にするための実践の場として、「傾聴カフェ」を運営しています! 堅苦しい研修ではありません。気軽にご参加いただける環境をご用意していますのでぜひ一度遊びに来てください。

<http://www.busi-st.com/seminar/>

## 編集こぼれ話

11月の声を聞くと、つい年末にまで思いを馳せてしまいます。また、あと2ヶ月と思うだけでなぜか気持ちが焦ります。年末が締め切りの人生の課題なんて何も無いのですか…。しかしながら一年という区切りは自身を振り返るには適切な長さなのかも知れません。昨年と今年でどんな変化があったか、満足のいく一年だったか、など。記憶と感覚が薄れていない今の時期に個人的な今年の10大ニュースを書き出すのも一興ですね。後2ヶ月の間に1つで

も良い出来事が皆様が増えますように!

ビジストにおきまして、2014年を振り返ると良いニュースが何点か頭に浮かびます。駅近ビルへの移転、セミナールームの開設、新しいお客様とのご縁…。1年を締め切るには時期早尚ですが、明るいニュースをすらすらと並べることができるのも、ひとえに皆様のお力添えによる賜物だと改めて感謝の気持ちが溢れてまいります。ビジストでも皆様が良いニュースをより多く増やされるようなサポートをこれからも目指して参ります。お客様の良いニュースがそのまま、ビジストの良いニュースになります!(モリモト)

## 「試用期間」について

細谷 明子



皆さんの会社には、試用期間ありますか？  
本採用前の試用期間を設けている  
でしょう。では、この「試用期間」って  
何でしょうか？  
試用期間とはこういうものですよ、と  
いう法律の規定があるわけではあり  
ませんが、過去の裁判からその意味  
を確認できます。  
昭和48年の最高裁判決で、試用期  
間中の従業員と会社の雇用関係  
は、**解約権留付労働契約**である

としています。

なんだ?という単語ですが、既に労働契約は成立しているということ  
です。そのため、試用期間満了で本採用しない、ということになると、  
それは留保されている解雇権を行使したということになります。  
ご存知の通り、**日本は解雇がなかなか認められない国**なので、  
解雇するにはそれ相応の理由が必要になるのです。試用期間中  
だから、本採用前だから簡単に辞めてもらえる、というものではない  
のです。

解雇するには“客観的合理的な理由”や“社会通念上相当”と認  
められる理由が必要です。「なかなか仕事を覚えない」「挨拶する  
声が小さい」「なんとなく会社の雰囲気になじめない」そんな理  
由では解雇は難しいと思わなければなりません。ですから、  
「本採用はやめとこか」なんて軽い決断は禁物ですよ!

創業する人を対象にしたセミナーでいつも話すのですが、従業員  
が100人いる会社の1人は1%ですが、従業員が2人しかいない会社  
にとっての1人は50%にもなります。そうすると、その1人が会社にと  
ってどのような仕事をしてくれるか、仕事以前に雰囲気に合うの  
か、社長や同僚と協調していけそうなのか、しっかり見極めないと  
大変なことになります。だからこそ、試用期間を設けて採用するの  
ではなく、お見合い期間を設けましょうと提案しています。お見合  
い期間は決して会社のためだけのものではありません。従業員本  
人にとっても、人生の大切な時間をかけるのです。会社の雰囲気  
や仕事内容が合うか合わないかはとても大切なはずです。ですから  
お互いこれから一緒にやっていけるかどうか確認する期間を設定  
することは有効です。雇用契約を結ぶときには雇用期間にきちん  
といつからいつまで、というように期間を設定しましょう。そして、  
この契約を更新する場合がありますと明記し、どのような場合に契  
約更新できるのか、どのような場合に契約期間で終了となるのか  
説明しましょう。会社として求めるレベルがあるのなら、最初から  
それを伝えることです。

ちなみに、最初の雇用契約期間をどのくらいにしたら良いか質問さ  
れることがあります。どの位の期間働いてもらえば、自分の会社に  
合うか合わないか分かるか考えてみましょう。判断できる期間を  
設定すれば良いでしょう。ただし、契約期間を設定すると、よっぽ  
どのことがない限り、その契約期間の途中で終了することは出来  
ません。(従業員本人が了承すれば別ですが…) そもよく考えて  
契約期間を設定してください。労働条件の設定も会社の重要事  
項です。これからはお互いのためにトラブルの起こらない労務管理  
を考えていきましょう!

## 現代型うつは本当に病気が

磯部和代

メンタルヘルスセミナーをしていて、お客様から聞かれることに  
「現代型うつは本当に病気なのか?」という質問があります。結論か  
ら言うと病気であり、何よりもうつの診断書が企業に提出されれ  
ば、企業は病気として扱わざるをえません。したがってこのような  
議論は意味があるとは思えないと長い間思っていました。私がい  
る事務所では若者が活躍できるようにインキュベーション(孵化)施設と  
して学校を中心に企業が支援しています。そこでは、「今の若者が  
活躍できる世の中でなければ日本の未来はない」ということがは  
っきりと認識されています。超高齢化社会を迎える日本にとって  
若者こそが、今の中高年代を支える担い手なのです。その若者  
を育成できないということは、社会全体として大きな損失であると  
考える方が前向きな議論ができるのではないのでしょうか。

若者は未熟であり、だから現代型うつなどがでてくる、どうやっ  
てそういう人間をやめさせていくかということまで書いた本があり  
ます。「若者は未熟である」という言葉にも私はいつも疑問を感じ  
ていました。私は大学でキャリア概論を担当し、多くの学生に会っ  
ています。その授業を作るにあたって、同世代の学生の方々にイン  
タビューをし、授業を作っています。インタビューで会う若者は、  
将来を考え、学生時代からそれを形にしたり行動を起こしたりして  
おり、私が学生の頃に比べてはるかに成熟した若者が多いと感じ  
ています。将来は世界的な活躍をしたいと思っている学生は、多く  
のネットワークを世界(第3セクターを含め)で今から作ったり、自  
分は80歳までの構想ができていたという学生経営者もあり成熟とは  
年齢とは関係が無いと感じていました。ここで、吉野聡先生の著書  
の中で成熟の定義があったので引用いたします。精神科医の中井  
久夫先生の著作の中から再引用ですが「**成熟とは、自分が大勢  
の中の一人であり、同時にかけがいのない唯一の自己であるとい  
う矛盾の上に安心して乗っかっていられること**」とあります。この  
意味では、若者は自分が大勢の中の一人になりたくない、社会に調  
和できないという意味で成熟していないわけですが、中高年は大  
勢の中の自分は一人であることは実感していても、一方で自分が  
唯一無二の存在(家庭を大切に、個性を尊重できているか)とし  
てはどうかと先生は疑問を呈しています。要するに、双方とも  
成熟していないということです。違う意味での成熟していない者同  
士が自己矛盾ではなく、会社の中で相反して存在しているとい  
うことでしょう。

安全衛生法の改正で、精神的な健康ということに対処せざるを得  
ません。工場法ができたころは17時間労働だったということです。  
その頃の人からみたら、現代人は「弱くなった」ということでは  
うか?工場法では不健康・非衛生的な環境を直すような指導でした  
が、そういったものが担保されている今の企業に対して、精神的な  
健全性を担保させる時代に入ったといえることができるのではない  
でしょうか。

既にそういったことがわかっている会社は、現代型うつは詐病かど  
うかについては問題ではありません。



## 高額療養費自己負担額が変更に

森本 雅子

健康保険の高額療養費制度では、被保険者・被扶養者が入院などで支払う医療費の自己負担額が限度額を超えた部分について、払い戻しを受けることができます。

自己負担限度額は社会保険の標準報酬月額(社会保険料を決定している報酬額)により区分されています。

平成 27 年 1 月診察分より、この自己負担限度額が変更となります。また標準報酬による区分も増設されます。

現状では上位所得者の区分は標準報酬月額が 53 万円以上のみですが、新たに 83 万円以上の区分が設けられました。

また、53 万以下も 2 分割されて 26 万以下の場合は現状の 80100 円→57600 円と自己負担限度額が軽減されます。

平成26年12月診療分まで			平成27年1月診療分より		
区分	標準報酬月額	★自己負担限度額	区分	標準報酬月額	★自己負担限度額
A 上位所得	53万円以上	15万円 +(総医療費-50万円)×1%	ア	83万円以上	252,600円 +(総医療費-842,000円)×1%
			イ	53万~79万円	167,400円 +(総医療費-558,000円)×1%
B 一般	区分 A,C以外	80,100円 +(総医療費-267,000円)×1%	ウ	28万~50万円	80,100円 +(総医療費-267,000円)×1%
			エ	26万円以下	57,600円
C 低所得	市区町村民税 の非課税者等	35,400円	オ	変更なし(同左)	<small>*標準報酬月額が区分A・イに該当する場合は、市区町村民税の非課税者等であっても区分A・イの適用となります。</small>

平成 25 年に協会けんぽが被保険者を対象に調査したところ、高額療養費制度について「内容を理解していない・はじめて知った」という人の割合が 40%近くを占めました。高額療養費制度は病院や協会けんぽにより該当者へ自動的に適用されるものではなく、被保険者自身による申請が必要となります。

病院の窓口で精算可能な「限度額適用認定申請」と全額支払い後に申請する「高額療養費支給申請」がありますが、入院が決まった時点で「限度額適用認定」を申請すれば、一旦全額を支払うことなく窓口で精算ができますので、支払の時点で高額な医療費を軽減できます。従業員の方から入院等の連絡があった際には、「高額療養費制度」についてご案内いただければと存じます。

さて、医療費の負担軽減制度は有難いですが、病院のお世話にならずに健康で過ごすに越したことはありませんね!  
協会けんぽは「寿命」についても被保険者に調査を行いました。

「高齢者と考える年齢」 70.21 歳  
 「仕事をやめる年齢」 64.06 歳  
 「介護無しで日常生活を送れる年齢」 74.85 歳  
 「生きていたいと思う年齢」 78.32 歳

\*平成 25 年 11 月全国健康保険協会医療と健康保険に関する意識調査より

この結果をご覧になってどう感じられたでしょうか。具体的に年齢を示されるとすぐ現実的で、「あと〇〇年か・・・」と考える方や、「もう少し高めでも私は OK!」と今の健康を改めて実感される方もいらっしゃるでしょう。人生のどのタイミングで身体の不調が訪れるかを前以て知る術はありませんが、健康体で過ごす日々を当然だとは思わずに、家族や大切な人たちの為にも自分の身体と向き合い、大事にケアしていきたいですね。



K B C (関西ビジネスコンシェルジュ)

Merry Christmas



## クリスマスパーティのご案内

「関西を元気にしたい!」の思いから集結した、関西で活躍する女性士業集団 KBC から、どこよりも早いクリスマスパーティのお知らせです。

### 今年のテーマは「大人の楽しみ」

ご参加者様同士が同じ時間を過ごす奇跡に感謝して「大人の楽しみ」をコンセプトにした楽しいイベントを実施する予定です。

何が飛び出すやら・・・ご期待下さい!

みんなで楽しいひと時を過ごしましょう。

日時 2014 年 12 月 11 日(木) 19:00 スタート

会場 ロール・マディ梅田店

大阪市北区梅田 2-22-2 ハービスエント B2F

★ハービスエント地下入口すぐ



会費 6,000 円

会費につきましては恐れ入りますが、事前にお振込みいただくか、担当に現金でお支払い下さい。お支払いが完了されますと、当日のチケットをお渡しいたします。チケットお渡し後のキャンセルはお受けできません。予めご了承下さい。

その他詳細、ご不明な点、ご質問等ございましたらホソヤマまでお気軽にお問い合わせ下さい!  
お会いできることを楽しみにしております♪

【主催】KBC (関西ビジネスコンシェルジュ)  
 事務局 〒542-0081 大阪市中央区南船場 2-4-8  
 (株)ビジネススタイリスト内 担当 ホソヤマ  
 連絡先 06-6210-5635 <http://kbc-kansai.com>

## ビジスタッフの**非**日常！

### 沖縄でのんびり・・・が

大西 美佳

遅い夏休みを娘と**沖縄**の離島、小浜島で過ごしてきました。母娘の二人旅は、3年前のイタリア以来です。

あのときは、高校2年生だったのが、もう大学2年生に、子供の成長は早いものですね。沖縄のリゾートでちょっと奮発して、海が見える部屋を確保。離島は遠いです。自宅から片道9時間！石垣空港～石垣港～船～小浜島のホテルに午後3時にたどり着きました。事前に何する?と相談していると、せっかく行くから、いろんなことしようと、貧乏性なわたしたちは、イベントを目いっぱいいれてしまい、のんびり過ごす夏休みのつもりが「**アクティビティ**満載」の夏休みになってしまいました。



初日の夜は、ホテル内の**ナイトツアー**で、ヤシガニ、フクロウなどを見た。翌朝6時から、目の前に広がる海を見ながらのヨガ。9時には、美ら海**シュノーケリング**へ。いつかスキューバダイビングをしたと思っていましたが、まずは初体験のシュノーケリングを。サンゴ礁の間を多くの魚が!ディズニー映画になったニモも発見。かなりの日差しでしたが、日焼け対策をばっちり、上下ともラッ

シュガードを現地で調達して、焼けずにすみました。

さて、このあたりでかなり体力を消耗した母ですが、17時から、夕暮れの海をいく**カヤックツアー**へ。

のんびりと、夕日を見ながら海を満喫。これはなかなか心地よい風と景色が素晴らしい♪

2日目は、隣の**西表島**の秘境アドベンチャーツアーへ。

残念ながら、西表ヤマネコには遭遇しませんでした。

ボートで河口からどんどん奥地へ、マングローブ林をどんどん上がり、途中からは、蒸し暑いジャングルのような山道の中、聞いたことのないほど大音量のセミの鳴き声を聞きながら、一本道を1時間歩くと、目の前には、日本100選の滝が。汗だくなって、また1時間かけて戻りました。その後、水牛車にのって、**由布島**へ渡る。船頭のおじさんの沖縄の歌が、とってもオンチだったのが笑えました。星砂の浜で、星の砂をゲットしましたが、灼熱地獄でした。最終日の3日目は、小浜島を電動自転車で一週。これもかなりハードでした。**さとうきび畑**の中を

ひたすらごとと、誰もいない砂浜に。

そして午後からは大阪に戻ってきました。かなり充実した休みとなり元気を充電できました。ホテルがとっても良かったので、またぜひ行きたいです。

こんどはのんびり。なにもしない贅沢を味わいたいものです。



### ノルディックウォーキング

尾崎 貴子



先日、大阪の万博記念公園へ、ノルディックウォーキング体験に行ってきました～! とても気持ち良く楽しむことが出来ました。参加前に調べていたネット情報

から、全身を使った有酸素運動だと言うことは知っていたのですが、正しい姿勢や歩き方、ウォーキングポールの使い方など「へえ、そうなんだ～!」と、感心しながら学ぶことの連続でした。

講習では、まずウォーキング時の正しい姿勢や、足の運び、フォームについて指導を受け、骨盤を起こした姿勢で肩を前後に動かしながら歩く練習を繰り返しましたが、良い姿勢をキープしたまま歩くことが結構難しく、普段の自分の歩く姿勢の問題点を実感です。

ノルディックウォーキングでは、①良い姿勢をキープし ②腕の力を抜いて ③ノルディックウォーキングポールは、前にある足と後ろにある足の間置き、斜め後ろに傾いた角度で地面を突き歩くのですが、全てを頭で考えながら歩くと混乱してしまい、難しいのですが、講師の先生の指導のままに、体で自然に覚えて歩くと少しずつ、リズム良く歩くことが出来るようになります。何でも、きちんと基礎を学ぶことは大切だなあと、またまた実感です。

ハイキングの翌日に見られる、足の筋肉痛ですが今回はなく、腹筋が筋肉痛になり、全身を使っていることの実感が得られました。

これは、ダイエットにも使える!私にとって良いこと尽くしです。「続けて参加します!」と、次の講習会もその日のうちに即、申し込みしちゃいました! 頑張るぞー!おー!!

運動した後は、元々の目的だったコスモスフェスタ会場へ!



をいただく事が出来ました。

体を動かした後、すがすがしい中、癒しのひと時を過ごしました。



来月は張り切って、マイポールを購入し持参で頑張るま～す(^o^)